

商事法判例研究

郵政民営化法によって株式会社ゆうちょ銀行が 払戻義務を承継した郵便貯金の払戻しを遅滞した後の利率

—東京高判平成26・7・10本誌1449号38頁—

小樽商科大学商学部准教授 南 健悟

The Financial and Business Law Precedents

I 事案の概要

本件は、Xらが、その父母が順次死亡したことにより、両名が生前にY（株式会社ゆうちょ銀行）に預け入れていた各貯金を法定相続分に従って相続により取得したと主張して、Yに対し、それぞれ貯金449万8,652円およびこれに対する払戻請求日の翌日である平成25年6月14日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

Aは平成19年9月28日に死亡し、Aの法定相続人は、妻B、長女X₁、Cおよび次男X₂であった。その後、平成19年11月1日にBも死亡し、Bの法定相続人は、X₁、CおよびX₂であった。AおよびBは、それぞれYの貯金口座（以下、「本件口座」という）を開設していた。ただし、本件口座は、いずれも郵政民営化法施行前に開設されたものであったが、その具体的日時は不明であった。

そこで、Xらは、平成25年6月13日に、Yに対し、本件貯金の払戻しを請求した。本件の争点は、遅延損害金の利率である。

原審（東京地判平成26・1・31本誌1449号44頁）は、次のように判示して遅延損害金の利率は民法404条の民事法定利率が適用されるとした。すなわち、「Xらは、本訴において本件貯金の払戻債務の不履行（履行遅滞）に基づく損害賠償債務の支払を求めるところ、契約上の債務の不履行を原因とする損害賠償債務は、契約上の債務がその態様を変じたものにすぎないものであるから、当該契約が商行為たる性格を有するのであれば、当該損害賠

償債務も、その性格を同じくし、商法514条の『商行為によって生じた債務』ということができる。通常貯金は、その口座開設によって締結された1個の基本的貯金契約に基づき、預入れ又は払戻しごとにその1つの貯金債権の額が増減するものと解されるから、本件貯金に係る契約は、本件口座を開設した時に成立したものと認められる。そして、本件口座が開設されたのが郵政民営化法施行前であったことは前提事実のとおりであるから、本件貯金に係る契約は、日本郵政公社（ないし承継前の国）との間で締結され成立したものであって、廃止前の日本郵政公社法1条等に照らすと、日本郵政公社が商人であるとはいえないし、本件証拠上、AやBと日本郵政公社との間の本件貯金に係る契約が商行為であることを認めるに足りる事情もない。そうすると、本件貯金に係る払戻債務は、商行為によって生じた債務ということとはできない。また、本件貯金については、郵政民営化法の施行により特段の契約が締結されることもなくYに承継されたものであるから、本件貯金が、同法174条1項により、同法の施行の時に同法166条に規定する承継計画の定めるところに従い、郵便貯金銀行であるYが受け入れた預金となるものとされ、以後、銀行法等関係法令によって規律されることとなったとしても、そのことで、本件貯金に係る払戻債務が商行為によって生じた債務になると解することもできない。」

II 判決要旨

原判決変更、請求認容。

「Yは、郵政民営化法に基づいて設立された株式会社であり、公社からの承継に伴い、また移行期間中においての特例（郵政民営化法第8章第2節、第3節）が定められていることは別として、銀行法の適用を受け、他の銀行と同様の業務を行うこととされている。そうすると、Yが受け入れた預貯金に関する法律関係は、他の株式会社としての銀行（銀行法4条の2）の場合と同様に、商事の債権債務関係であることが明らかであって、Yも、Yが郵政民営化法施行後に受け入れた預貯金については、これを争うものではない。

そこで、Yが公社から承継した（旧）通常郵便貯金であるが、郵政民営化法によれば、同貯金は、郵政民営化法施行の時（平成19年10月1日）にYが受け入れた預金となるものとしてとされているところ（同法174条1項）、Yは、その時点において、株式会社として設立されていて、銀行法の適用を受ける銀行業を営んでいるのであるから、Yが受け入れた預金は、株式会社であるYが、銀行の業務として預金を受け入れ、Yの口座において管理されることになったといえる。そうすると、その時点においてYが受け入れた預金は、その後、Yにおいて直接に預入れを受けて口座を開設した新規の預金の場合と、法律関係に異同はなく、商事の債権債務関係として規律されることになるというべきである。そして、このように解することは、前記の郵政民営化法その他の関係諸規定等から導き出される郵政民営化の趣旨、目的に沿うものであることに加え、Yにおいて受け入れることになる通常郵便貯金について、郵政民営化法174条1項は、Yの『預金』（銀行法2条2項1号参照）となるものとして規定していて、法律上の用語として、銀行に適用される一般的用語の『預金』ではない『貯金』等の名称を使っていないこと、さらには、〔独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理〕機構が公社から承継する郵便貯金については、整備法〔郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〕5条において、旧郵便貯金法の規定がなお効力を有する旨の規定が置かれているが、Yが承継する通常郵便貯金については、これに相応する規定がないことから裏付けられ

る。さらに、Yは、Yが定めた通常貯金規定において、郵政民営化後に開設された口座であるか、郵政民営化により承継した口座であるかを問わず、一律に同規定を適用することを定めているのであって、このことも、上記の判断を補強するものといえる。

以上により、Yにおける預貯金は、郵政民営化法によりYが承継したものを含め、一律に商事の債権債務関係により規律されるというべきであるから、本件貯金についての法律関係も、これに従って判断すべきである。」

III 研究

1 本判決の意義

従来、郵政民営化そのものに対する論評も多く、また労働法分野等において日本国有鉄道等の民営化に伴って生じた裁判例も少なくなかった。本判決は、民法および商法の適用に関連して、郵政民営化に伴い、郵便貯金契約が民営化前後において、その性質が変容するの否かという点で争われた事案として、重要な意義を有する。

2 郵政民営化の概観

まずは郵政民営化の経緯について確認する。郵便貯金は、政府により一般公衆から預金を受け入れるものであり、国民の簡易で確実な貯蓄の手段として、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的として行われていた（郵便貯金法（注1）1条）。しかし、1997年の第一次橋本内閣が設置した中央省庁の再編に関する「行政改革会議」の中間報告において、政府報告として初めて郵政民営化が盛り込まれ、2001年1月の中央省庁再編と同時に、郵政省が総務省郵政企画管理局と総務省の外局としての郵政事業庁とに再編され、2002年7月に日本郵政公社法が成立し、2003年4月に日本郵政公社へと公社化された。そして、2003年9月に小泉純一郎首相（当時）が経済財政諮問会議で竹中平蔵経済財政担当大臣（当時）に郵政民営化をとりまとめるように指示し、翌2004年に郵政民営化準備室が発足、2005年の郵政解散に続き、10月14日に郵政民営化関連法が成立した。その後、2007年10月1日に日本郵政公社が解散し、日本郵政グループが誕生した（注2）。

では、郵政民営化により郵便貯金事業はどのよ

うに変更されたのか。日本郵政公社は平成19年10月1日に解散し（郵政民営化法5条1項）、新たに公社機能を引き継ぐ株式会社を設立し（同条2項各号）、事業ごとに承継させた。そして、郵便貯金については、国・日本郵政公社に預けられていた郵便貯金のうち、定期性の郵便貯金については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（注3）に基づく機構が承継し（郵政民営化法6条2項）、他方で、通常郵便貯金は株式会社ゆうちょ銀行が承継するものとされた（郵政民営化法6条3項）。なお、機構に承継された定期性の郵便貯金は、株式会社ゆうちょ銀行に預金するものとされた（機構法15条）。加えて、定期性貯金については、その預入れされた貯金の払戻しおよびその貯金の利子の支払いに係る機構の債務を政府が保証するとされ（機構法20条）、定期性郵便貯金については、従前の郵便貯金と同様の扱いがなされた。しかし、通常郵便貯金については株式会社ゆうちょ銀行への預金とされ（郵政民営化法174条1項）、政府保証がはずされ、預金保険法に基づく預金保険の対象とされた（注4）。

本件は、郵政民営化以前、すなわち、国（郵便局）または日本郵政公社に預け入れた通常郵便貯金について、郵政民営化後、株式会社ゆうちょ銀行に払戻請求した際の遅延利息の利率が争われた事案である。つまり、本件の争点は、郵政民営化により、民事債務とされている通常郵便貯金の払戻債務が、商事債務に変容するかという点である。

3 郵便貯金の性質と郵便貯金債務の商事性

(1) 郵便貯金の性質

まず、郵便貯金の仕組みと性質について確認する。郵政民営化以前の郵便貯金とは、郵便貯金法に基づき、政府が郵便貯金という形態で一般公衆から預金を受け入れるものである。そして、郵便貯金は、国（または公社）の行う事業であって、郵政大臣（総務大臣）がこれを管理し、国は、郵便貯金として預入れされた貯金の払戻しおよびその貯金の利子の支払いを保証するとされる（郵貯法2条・3条）。郵便貯金には、通常郵便貯金・各種定期性の貯金があった（郵貯法7条）（注5）。また、一部の貯金を除き、預入れ総額は1,000万円に限定されていた（郵貯法10条）。加えて、郵便貯金により受け入れられた資金は、従前、郵便貯金の日常の払戻しおよび郵便貯金法の規定に基づく貸付に必要な資金を除いて資金運用部に預託しなければ

ならないとされていた（財政投融资）（平成13年改正前資金運用部資金法2条参照）。そして、国民大衆の利益増進を図るために、零細貯蓄を優遇するという政策的配慮がなされるほか、銀行の受信業務と基本的に同様で、国営の貯蓄銀行といわれていた（注6）。

その郵便貯金の性質については、国の行う事業ではあるが、郵便貯金として預け入れる行為そのものは私法上の行為であって、その性質は消費寄託であると理解され（注7）、基本的に消費寄託契約の一種と解されている銀行預金と同内容の性質を有するものと考えられていた。そして、通常郵便貯金においては、1つの通常郵便貯金口座に反復して預入れがなされ、またそこから払戻しがなされていることから、その都度貯金残高は変化する。この貯金契約の継続性という観点において、従来の通説は（注8）、預入れごとに別個の預金債権が存在しているのではなく、預入れごとに既存の貯金残高と合して、1個の貯金債権が成立すると解する。したがって、通常郵便貯金は、たとえ預入れや払戻しが継続していたとしても、口座開設時に貯金債権が生じるとされ、このことは原審でも指摘されている。

(2) 郵便貯金債務の商事性

次に、従来の郵便貯金債務の商事性について検討する。本件の事実関係の下では、本件通常郵便貯金の貯金者である被相続人にとり、本件通常郵便貯金契約は商行為とはいえないため、国および日本郵政公社にとって従来の郵便貯金契約は商行為だったのが問題となる。

商法502条8号によれば、「両替その他の銀行取引」を営業としてするときは、商行為となり、それを業として行うと商人となる（商法4条）。そして、ここにいう「両替その他の銀行取引」とは、銀行が通常行う取引のすべてをいうのではなく、銀行業に固有の取引のことを指すとされ、受信行為と与信行為の双方を行う金融業者が銀行とされ、その固有の取引が商行為となるというのが通説（注9）・判例（注10）である。昭和48年からは郵便貯金担保の郵便貯金貸付が始まり、郵便貯金資金の一部は貯金者および地方公共団体へと貸し付けられ、貸付金利子収入を得るようになり、金融機関としての体裁が整えられてきた（郵貯法64条参照）（注11）。そうすると、郵便貯金事業は、少なくとも昭和48年以降、受信および与信行為を行っ

ており、「銀行取引」に該当するようにも思える。

次に、郵便貯金契約が営業として行われているかが問題となる。営業として行っているか否かは、営利の目的をもって、同種の行為を計画的に反復継続して行っているかにより決まる。郵便貯金契約が反復継続性を満たすのは明らかであるので、問題は「営利の目的」である。この点、原審は日本郵政公社法1条等を根拠として、その公共性から商人性を否定する。また下級審裁判例も郵便貯金事業の営利性を否定的に解してきた(注12)。確かに、学説等もその公共性との関係から、営利性を否定してきた(注13)。しかし、学説上、商法上の営利性は、緩やかに解釈されてきており、少なくとも「収支相償う」ことが予定されておれば足り、また営利が唯一の目的である必要もないとされている。そして、公共経済的経営の方針をとるものであるにしても、独立の経営単位として、いわゆる独立採算制をとれば、営利の目的があるといえたとされる(注14)。そうすると、このことだけでは営利性を否定することはできないように思われる。そのため、郵便貯金事業に係る組織や業務にどのような特徴を有し、制約が課されているのか、また郵便貯金事業が国の事業としてどのような位置付けを有しているのか、ということまで踏み込んで検討しなければならないと考える(注15)。

そこで、このような観点から詳細に従来の郵便貯金事業について検討する。

まず、事業そのものとして、①郵便貯金事業は、「収支相償う」という意味での営利性は郵便貯金事業を行う立場からも否定されてこなかった(注16)。ただ、独立採算とはいえ、預け入れた郵便貯金資金は、預金者への払戻しや貸付等を除き、すべて財政投融資として旧大蔵省資金運用部に預託することが義務付けられ、その収入は資金運用部からの預託金利息収入により賄われてきたという特徴を有する。次に、②受信行為については、貯金にはいくつかの種類があるものの、預金者について制限はない。しかし、郵便貯金には貯金総額の制限がある(郵貯法10条)。加えて、郵便貯金と他の金融機関との大きな違いが、郵便貯金は国民大衆の簡易で確実な貯蓄手段であり、その安全性が強力に保証されなければならないという趣旨から(注17)、その払戻し等について政府による保証が付されている点である(郵貯法3条)。そし

て、③与信行為について、預金者担保貸付制度が存在し、預金者や地方公共団体に対する貸付が認められていたが(郵貯法64条・69条)、そのことは、裏を返せば、民間金融機関とは異なり、与信相手限定されていたことを意味する。

そうすると、郵便貯金は、(1)確かに、郵便貯金事業そのものを見れば、収支相償うという意味での営利性は認められるように思われるが、実質的には、その収入は資金運用部からの預託金利息収入により賄われていた点、(2)受信および与信行為に、他の金融機関には見られない法的制約が付されていた点、(3)国家がその資金を郵便貯金という形で国民から受け入れ、それを財政投融資という形で公共投資に用いられていたことがわかる。これらのことに鑑みると、やはり営利性は否定されるのではないかとと思われる。なお、平成13年の財政投融資改革により全額預託義務が廃止され、日本郵政公社は郵便貯金を自主運用していたが、それは公社の裁量により運用されていたわけではなく、総務大臣の認可を得た中期経営契約の運用計画に基づき運用され、また運用範囲は国民負担の回避が民業との関係を考慮し、官の資金として運用され、公的部門に流れていくという構図は変わっていない(注18)。そうすると、財政投融資改革後も上記と同様の解釈になるとと思われる。

したがって、民営化以前の国および日本郵政公社時代に預け入れた貯金の民営化前の払戻債務については、その商事性が否定されると考えられる。そうすると、民事債務とされていた郵便貯金債務が民営化により商事債務へと変ずるかということが問題となる。

4 郵政民営化法により貯金(預金)債務は商事債務となるか

本判決は、本件貯金について、郵政民営化法174条1項により商事債務として規律されるとするが、その根拠として、①郵政民営化法174条1項により、民営化以前の貯金とゆうちょ銀行への預金はゆうちょ銀行の口座に一括して管理され、法律関係に異同がなく、また、通常貯金規定は旧契約および新規契約問わず一律に適用される、②郵政民営化法174条1項により「貯金」から「預金」へと名称が変更した、③定期性貯金については従前通り郵便貯金法が適用されるが、通常郵便貯金には適用がないことを挙げる。また、このような解釈の背景として民営化前後の法律関係を複雑化さ

せず、統一的な預金（貯金）管理を重視したのではないかとも思われる。

確かに、まず、事業承継に関する郵政民営化法6条3項は「……公社の業務その他の機能並びに権利及び義務……は、前条第二項各号に定める株式会社……又は機構……に承継させるものとする。」と規定し、それに加えて、郵便貯金業務の承継に関し、改めて174条1項が「この法律の施行の際現に存する……通常郵便貯金……は、この法律の施行の時に於いて、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとする。」と規定したことに鑑みれば、「貯金」を商事性を帯びた「預金」へ変容させる機能を有する規定として考えられるかもしれない。また、通常貯金規定は新旧の口座にかかわらず一律に適用されることになっていることから、適用される法規定についても同様になると考えたとも思われる。

しかしながら、郵政民営化法174条1項が民営化以前の「貯金」を商事性を帯びる「預金」へと変容させるための規定として考えることには、次に述べるように疑問がある。ここでまず重要な前提として、郵便貯金債権債務が商事債権債務へと変容した場合、法定利率が債権者に有利に働く一方、消滅時効が5年へと短縮されることにより、債権者にとって大きな不利益をもたらすことになることを想起すべきである。

郵政民営化法174条1項を本判決のように解するならば、郵便貯金契約は私法上の契約という従来の考え方を前提にすると、契約論としては、郵政民営化法により、従前の契約が終了し、同種の、しかし別の新たな契約が締結されたものとして扱うこととなるから、同法により一種の契約の更改と同様の効果をもたらされたと見る余地もある（民法513条参照）。この点、契約更改により、民事債務が商事債務に変ずる可能性について、商行為により生じた債権であっても、更改契約に商事性がないときは、新債権につき民法が適用されるとするのが判例通説である（注19）。すると、郵政民営化法174条1項により、日本郵政公社から株式会社ゆうちょ銀行へと債務者の交替が行われたのと同じような効果が生じたともいえる（民法514条参照）。しかし、形式論として、日本郵政公社が廃止され、その業務をゆうちょ銀行および機構に承継したわけであるが、これを一種の包括承継とみる

ならば、更改とはいいいにくい（注20）。他方、実質論としても、今回のように商事債権へと変容させると、消滅時効期間が急激に短期化されることになり、債権者である貯金者に大きな不利益をもたらされる。このような観点に鑑みると、少なくとも今回の郵政民営化法のように、曖昧な形で、新たな法律を制定・改廃することで更改と同じ効果を認めることは契約当事者、とりわけ貯金者の意思にかかわらず（注21）、時効期間の短期化を認めることとなり、貯金者の予測可能性の観点から問題があるように思われる（注22）（注23）。そこで、少なくとも、より長期の時効期間を定める民法の適用を認めることで、一定程度、預金者の権利行使の保障を図るべき、と思われる。このことは、日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画における「債権者の権利が確保されるよう、配慮するものとする。」という文言と整合的であるように思われる。また、通常貯金規定が新旧の口座に適用されるとはいつても、適用される法規が異なることは他の預金でもあり得る。例えば、信用協同組合と商人との預金契約のような場合、非商人との預金契約の場合と異なり、商法が適用されることになるから、通常貯金規定が一律に適用されるとしても、契約の相手方等の違いにより、適用される法規が異なることは充分あり得る。

そうすると、郵政民営化法174条1項は、日本郵政公社から郵便貯金事業を承継する郵便貯金銀行が郵政民営化法98条1項に基づき銀行業の免許が付与され、銀行業務を取り扱うことになり、その業務として、貯金ではなく、預金の受入れを行うこととされたが（銀行法2条1項1号）、同規定は、その銀行法適用のために「貯金」を「預金」に読み替えるための規定にすぎないと解すべきであり、原審判決の判断枠組みの方が適切であると考えられる。

5 債権法改正との関係

最後に、現在の債権法改正においては、商事法定利率および商事消滅時効の削除が予定されている。そうすると、本論点は債権法改正に伴い、大きく意味が減じることは間違いない。しかし、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(18)」によると、法定利率および消滅時効については、原則、施行日以後に債権債務が生じた場合については新法が、施行日以前に債権債務が生じた場合についてはなお従前の例による

とされている（民法の一部を改正する法律案附則10条4項、15条1項）。そうすると、預貯金契約の継続性に係る通説的な見解に従えば、なお従前の法定利率および消滅時効規定が適用されることになると思われる。したがって、本件の意義は今後も、小さくないように思われる。

(注1) 以下、「郵貯法」という。

(注2) 郵政民営化の経緯については、郵政民営化研究会編『郵政民営化ハンドブック』10頁以下（ぎょうせい・2006年）参照。

(注3) 以下、「機構法」という。

(注4) 郵政民営化研究会編・前掲（注2）17頁、59頁、176頁参照。

(注5) 幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法(16)』396頁〔打田峻一＝中馬義直〕（有斐閣・1989年）。

(注6) 木内宜彦『金融法』111頁（青林書院・1989年）。

(注7) 大阪地判大正7・4・4新聞1401号19頁、打田＝中馬・前掲（注5）397頁。なお、銀行預金につき、我妻栄『債権各論中巻二』738頁（岩波書店・1962年）、鈴木竹雄編『普通預金・定期預金』6頁（有斐閣・1962年）、木内・前掲（注6）161頁参照。

(注8) 西原寛一『金融法』94頁（有斐閣・1968年）、木内・前掲（注6）162頁、道垣内弘人「普通預金の担保化」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』58頁（有斐閣・2000年）。他方、預入れごとに既存の債権について更改がなされていると考える立場（小野正一『銀行取引法概論』26頁（厳松堂・1931年））からは、預入れがなされるごとに旧債権が消滅し、新債権が新たに生じることになる。なお、森田宏樹「電子マネーの法的構成(3)」NB L619号33頁（1997年）。この点における学説については、神田秀樹＝神作裕之＝みずほフィナンシャルグループ編著『金融法講義』36頁（岩波書店・2013年）参照。

(注9) 近藤光男『商法総則・商行為法〔第6版〕』34頁（有斐閣・2013年）。

(注10) 最三判昭和50・6・27本誌466号13頁。

(注11) 木内・前掲（注6）111頁。

(注12) 大阪地判昭和63・2・24判時1281号118頁、東京地判平成15・12・19判タ1198号282頁。

(注13) 郵便貯金法令研究会編『解説郵便貯金法』44頁（ぎょうせい・1982年）。なお、大隅健一郎『商法総則〔新版〕』118頁（有斐閣・1978年）参照。

(注14) 鴻常夫『商法総則〔新訂第5版〕』112頁（弘文堂・1999年）、藤田友敬「最判昭和63・10・18判批」法協107巻7号96頁（1990年）参照。

(注15) 信用金庫の商人性の検討との関係で藤田・前掲（注14）96頁参照。

(注16) 郵便貯金経営問題研究会編『郵貯と経営』2頁（郵便貯金振興会・1984年）参照。

(注17) 郵便貯金法令研究会編・前掲（注13）53頁。

(注18) 郵政民営化研究会編・前掲（注2）37頁参照。

(注19) 大判明治42・10・4民録15輯707頁。ただし、債権譲渡および債務引受の場合はその性質は変わらない（大判大正2・10・11民録19輯783頁、大阪控判昭和5・7・16新聞3168号11頁）。我妻栄『新訂債権総論』365頁（岩波書店・1964年）、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』600頁（悠々社・1992年）参照。

(注20) 日本電信電話株式会社との関係で、大阪高判平成16・5・19勞判877号41頁は、分割承継を営業譲渡と性質決定したが、現在は会社分割による方法が認められている以上、必ずしも事業譲渡と性質決定されるわけではないと考えられる。

(注21) 普通預金約款等の改正のような場合には、「約款による意思」が認められるが、法令の改正・廃止等の場合、貯金者（預金者）に更改と同様の効果をもたらす意思まで認めることは妥当ではないと思われる。

(注22) 傍証となるが、債権法改正に伴う経過措置に関して「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(18)」によると、法定利率および消滅時効については、債権法改正施行日以前の債権債務については、なお従前の例による、とされていることに鑑みると、当事者間の予測可能性の保護が図られているといえよう。

(注23) 通常郵便貯金について郵便貯金法が適用されず、商法を適用させると、郵便貯金に関する権利の消滅に係る郵便貯金法40条の2第1項および29条に基づく期間が5年へと急激に短期化されることになるが、それでは貯金者の予測可能性を大幅に害すると思われる。本判決のような考え方を採用すると、あくまで理論上の問題ではあるが民営化以降、払戻請求等を行っていない場合には、既に預金債権の消滅時効は完成していることになる。

/// Kengo MINAMI